

① 件 名
平成30年度宮城県原子力防災訓練の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 原子力防災訓練は、女川原子力発電所の運転開始の前年から宮城県、旧牡鹿町、旧雄勝町、石巻市及び女川町で実施してきた。 東日本大震災以降は、原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が女川原子力発電所から半径30kmと拡大されたことから、宮城県、石巻市、女川町に登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町を加え訓練を実施している。</p> <p>【目的】 原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急時対応能力及び避難計画等の事前対策の検証を行うことにより、住民の防災意識の高揚を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） 原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号） 〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第7節 災害に対する備えを充実する 2 原子力発電所への監視体制を強化する</p> <p>〔個別計画との整合性〕 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成30年4月 原子力防災訓練に係る担当者打合せ会 5月～9月 原子力防災訓練ワーキンググループ（計3回開催） 8月～9月 原子力防災関係機関との全体会議（計2回開催）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 日 時：平成31年1月24日（木）午前9時から 今年度の訓練は、避難先自治体と連携した住民の広域避難及び関係全市町による緊急時通信連絡訓練の実施を予定している。このため、訓練に初めて参加する自治体が多くなることから、対応が容易な1日間の開催とする。</p> <p>2 場 所：石巻市内全域（避難先自治体を含め県内各市町で実施）</p> <p>3 主 催：宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町</p> <p>4 事故想定： 宮城県沖にて地震発生後、外部電源の喪失により、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、機器故障によって原子炉冷却機能が喪失した後に全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が女川原子力発電所の西から北西方向の範囲に放出され、同方向において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になったと想定する。</p>

<p>5 訓練項目</p> <p>(1) 緊急時通信連絡訓練</p> <p>(2) 県災害対策本部運営訓練</p> <p>(3) 石巻市災害対策本部運営訓練</p> <p>(4) 県現地災害対策本部運営訓練</p> <p>(5) 原子力災害合同対策協議会等活動訓練</p> <p>(6) 緊急時モニタリング訓練</p> <p>(7) 広報訓練</p> <p>(8) 原子力災害医療活動訓練</p> <p>(9) 住民避難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避訓練 ・広域避難訓練 <p>(10) 交通対策等措置訓練</p> <p>6 その他</p> <p>平成29年3月に策定した避難計画の実効性を検証する場とする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】</p> <p>原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急時対応能力の向上及び相互連携の強化が図られるとともに、避難計画の事前対策の検証と住民の防災意識の高揚が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>なし（事業費は全て宮城県で負担）</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>職員参加依頼、細部計画については、決定次第、グループウェアに掲載</p>
<p>⑨ その他</p>